

四日市市訓令第 2 号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程

(四日市市庁議規程の一部改正)

第 1 条 四日市市庁議規程 (昭和 5 2 年四日市市訓令甲第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (庶務) 第 7 条 経営戦略会議に関する庶務は、 政策推進課及び <u>財政課</u> において処理する。 また、政策会議、副市長会議、調整会議及び部長会議に関する庶務は、 政策推進課において処理する。 | (庶務) 第 7 条 経営戦略会議に関する庶務は、 政策推進課及び <u>財政経営課</u> において処理する。 また、政策会議、副市長会議、調整会議及び部長会議に関する庶務は、 政策推進課において処理する。 |

(四日市市東京事務所処務規程の一部改正)

第 2 条 四日市市東京事務所処務規程 (昭和 3 9 年四日市市訓令甲第 6 号) の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (分掌事務) 第 2 条 東京事務所の分掌する事務は、 次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>本市</u> に関係のある情報及び資料の 収集、調査等に関すること。 | (分掌事務) 第 2 条 東京事務所の分掌する事務は、 次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>市政</u> に関係のある情報及び資料の 収集、調査等に関すること。 |

| | |
|---|---|
| <p>(3) <u>首都圏における本市の広報及びこれを目的とした事業の実施に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>所の庶務に関すること。</u></p> | <p>(3) <u>物産及び観光の紹介並びにそれらの振興上必要な資料の収集、調査等に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> |
|---|---|

(四日市市役所処務規程の一部改正)

第3条 四日市市役所処務規程（昭和22年四日市市規程第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第1条 四日市市事務分掌条例（昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。）第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。</p> <p>政策推進部</p> <p>政策推進課</p> <p><u>秘書国際課</u></p> <p>総務部 (略)</p> <p>財政経営部</p> <p><u>財政課</u></p> <p><u>行財政改革課</u></p> <p>管財課</p> <p>市民税課 (略)</p> <p>資産税課 (略)</p> <p>収納推進課 (略)</p> <p>市民文化部 (略)</p> <p>健康福祉部 (略)</p> <p>こども未来部 (略)</p> <p><u>シティプロモーション部</u></p> | <p>第1条 四日市市事務分掌条例（昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。）第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。</p> <p>政策推進部</p> <p>政策推進課</p> <p><u>広報広聴課</u></p> <p><u>秘書課</u></p> <p>総務部 (略)</p> <p>財政経営部</p> <p><u>財政経営課</u></p> <p>管財課</p> <p>市民税課 (略)</p> <p>資産税課 (略)</p> <p>収納推進課 (略)</p> <p>市民文化部 (略)</p> <p>健康福祉部 (略)</p> <p>こども未来部 (略)</p> |

広報マーケティング課

観光交流課 企画係、事業係

商工農水部

商工課 (略)

農水振興課 (略)

けいりん事業課 (略)

環境部 (略)

都市整備部 (略)

スポーツ・国体推進部

スポーツ課 施設係、振興係

国体推進課 企画係、競技係

2 及び 3 (略)

第 9 条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理室

(1) から (9) まで (略)

(10) 遭難船舶、漂流物及び沈没品に関すること。

(11) 災害対策基本法、水防法その他災害関係法令の事務の総括に関すること。

(12) (略)

政策推進部

政策推進課 (略)

商工農水部

商工課 (略)

観光・シティプロモーション課 企画係、事業係

農水振興課 (略)

けいりん事業課 (略)

環境部 (略)

都市整備部 (略)

2 及び 3 (略)

第 9 条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理室

(1) から (9) まで (略)

(10) 水難救助、漂流物及び沈没品に関すること。

(11) (略)

政策推進部

政策推進課 (略)

広報広聴課

(1) 広報の企画及び調整に関すること。

(2) 市政の周知に関すること。

(3) 市政の記録に関すること。

秘書国際課

(1)から(9)まで (略)

総務部 (略)

総務課

行政係

(1)から(6)まで (略)

(7) 各行政委員会等との連絡調整
に関すること。(他の部課等の
主管に属する事項を除く。)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

法務係 (略)

人事課 (略)

調達契約課 (略)

検査室 (略)

I T推進課 (略)

人権・同和政策課 (略)

人権センター (略)

財政経営部

財政課

(4) 報道機関との連絡調整及び報道
資料の調整に関すること。

(5) 市民意識の把握に関すること。

(6) 市政に対する市民の要望及び陳
情に関すること。

(7) その他広報広聴に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

秘書課

(1)から(9)まで (略)

総務部

総務課

行政係

(1)から(6)まで (略)

(7) 地方公共団体組織認証基盤に
おける登録分局に関すること。

(8) 選挙管理委員会に関するこ
と。

(9) 教育委員会及び監査委員との
連絡に関すること。

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

法務係 (略)

人事課 (略)

調達契約課 (略)

検査室 (略)

I T推進課 (略)

人権・同和政策課 (略)

人権センター (略)

財政経営部

財政経営課

(1)から(7)まで (略)

(8) (略)

行財政改革課

(1) 行財政改革の推進に関するこ
と。

(2) 新地方公会計制度に関するこ
と。

(3) 指定管理者制度に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

管財課 (略)

市民税課

税務政策係

(1)から(6)まで (略)

(7) ふるさと納税に関すること。

(他の部課等の主管に属する事
項を除く。)

(8) (略)

(9) (略)

諸税係 (略)

市民税第1係 (略)

市民税第2係 (略)

資産税課 (略)

収納推進課 (略)

市民文化部

市民生活課 (略)

市民協働安全課 (略)

文化振興課 (略)

男女共同参画課 (略)

市民課

(1)から(14)まで (略)

(1)から(7)まで (略)

(8) 公会計・行財政改革推進室に關
すること。

(9) (略)

管財課 (略)

市民税課

税務政策係

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

(8) (略)

諸税係 (略)

市民税第1係 (略)

市民税第2係 (略)

資産税課 (略)

収納推進課 (略)

市民文化部

市民生活課 (略)

市民協働安全課 (略)

文化振興課 (略)

男女共同参画課 (略)

市民課

(1)から(14)まで (略)

(15) 個人番号の指定及び通知に関すること。

(16) 個人番号カードの交付に関すること。

(17) (略)

健康福祉部 (略)

こども未来部 (略)

シティプロモーション部

広報マーケティング課

(1) 広報の企画及び調整に関すること。

(2) マーケティング手法を活用した市の魅力の収集及び発信に関すること。

(3) 市政の周知及び記録に関すること。

(4) 報道機関との連絡調整及び報道資料の調整に関すること。

(5) 市民意識の把握に関すること。

(6) 市政に対する市民の要望及び陳情に関すること。

(7) ふるさと納税に係る企画及び周知に関すること。

(8) その他広報広聴に関すること。

(9) 部及び課の庶務に関すること。

観光交流課

企画係

(1) 観光振興の調査研究及び施策の企画立案に関すること。

(2) 観光客の誘致に関すること。

(3) 産業観光に関すること。

(4) 観光関係諸団体に関するこ

(15) (略)

健康福祉部 (略)

こども未来部 (略)

と。

(5) 課の庶務に関すること。

事業係

(1) まつり、花火大会等観光事業
の実施に関すること。

(2) 観光資源の創出及び振興に関
すること。

(3) 宮妻峡ヒュッテに関するこ
と。

(4) レジャー施設に関すること。

商工農水部

商工課

勤労係 (略)

商業振興係 (略)

工業振興係

(1)から(7)まで (略)

(8) 地場産品に関すること。

(9) 三重北勢地域地場産業振興セ
ンターとの連絡に関すること。

(10) (略)

(11) (略)

商工農水部

商工課

勤労係 (略)

商業振興係 (略)

工業振興係

(1)から(7)まで (略)

(8) (略)

(9) (略)

観光・シティプロモーション課

企画係

(1) 観光振興の調査研究及び施策
の企画立案に関すること。

(2) シティプロモーションに関す
ること。

(3) 産業観光に関すること。

(4) 観光関係諸団体に関するこ
と。

(5) 地場産品に関すること。

(6) 三重北勢地域地場産業振興セ

農水振興課 (略)

農水政策係 (略)

農水畜産係 (略)

基盤整備係

(1)から(4)まで (略)

(5) 地籍調査事業(土地改良事業実施地区に限る。) に関する
こと。

(6)から(15)まで (略)

けいりん事業課 (略)

環境部

環境保全課

環境調整係

(1) (略)

(2) 環境計画に関する
こと。

(3)から(5)まで (略)

ンターとの連絡に関する
こと。

(7) 課の庶務に関する
こと。

事業係

(1) まつり、花火大会等観光事業
の実施に関する
こと。

(2) 観光資源の創出及び振興に
関
すること。

(3) 宮妻峡ヒュッテに関する
こ
と。

(4) レジャー施設に関する
こ
と。

農水振興課 (略)

農水政策係 (略)

農水畜産係 (略)

基盤整備係

(1)から(4)まで (略)

(5) 地籍調査事業に関する
こ
と。

(6)から(15)まで (略)

けいりん事業課 (略)

環境部

環境保全課

環境調整係

(1) (略)

(2) 環境計画及び公害防止計画に
関
すること。

(3)から(5)まで (略)

(6) 温泉の利用、建築物における
衛生的環境の確保に関する法律
施行令(昭和45年政令第30
4号)第1条に規定する特定建
築物の環境衛生及び専用水道等

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

大気水質係

(1) (略)

(2) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に係る規制、監視、調査及び指導に関すること。

(3) (略)

公害保健係 (略)

生活環境課 (略)

都市整備部

都市計画課 (略)

建築指導課 (略)

開発審査課 (略)

道路整備課 (略)

市街地整備・公園課 (略)

河川排水課 (略)

道路管理課 (略)

用地課

用地係 (略)

境界係

(1) (略)

(2) 地籍調査事業（土地改良事業実施地区を除く。）に関すること。

営繕工務課 (略)

市営住宅課 (略)

スポーツ・国体推進部

に係る監視、調査及び指導に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

大気水質係

(1) (略)

(2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に係る規制、監視、調査及び指導に関すること。

(3) (略)

公害保健係 (略)

生活環境課 (略)

都市整備部

都市計画課 (略)

建築指導課 (略)

開発審査課 (略)

道路整備課 (略)

市街地整備・公園課 (略)

河川排水課 (略)

道路管理課 (略)

用地課

用地係 (略)

境界係

(1) (略)

営繕工務課 (略)

市営住宅課 (略)

スポーツ課

施設係

- (1) 運動施設及び四日市ドームの
運営管理に関すること。
- (2) 運動施設及び四日市ドームの
整備及び整備計画に関するこ
と。
- (3) 運動施設及び四日市ドームの
利用促進に関すること。
- (4) 部及び課の庶務に関するこ
と。

振興係

- (1) スポーツの振興及び奨励に関
すること。
- (2) スポーツ関係事業の計画及び
実施に関すること。
- (3) スポーツ推進審議会及びスポ
ーツ推進委員に関すること。
- (4) スポーツ団体及びレクリエー
ション団体の指導育成に関する
こと。
- (5) 学校体育施設の開放に関する
こと。

国体推進課

企画係

- (1) 第76回国民体育大会四日市
市準備委員会に関すること。
- (2) 平成30年度全国高等学校総
合体育大会四日市市実行委員会
に関すること。
- (3) 東京オリンピック事前キャン
プに関すること。

(4) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新たな運動施設及び附帯施設における設計及び施行に関すること。

(5) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新たな運動施設及び附帯施設における主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(6) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新たな運動施設及び附帯施設における競技用備品の整備に関すること。

(7) 課の庶務に関すること。

競技係

(1) 平成30年度全国高等学校総合体育大会における本市実施競技に関すること。

(2) 第76回国民体育大会（プレ国体等含む。）における本市実施競技に関すること。

(3) 第76回国民体育大会におけるデモンストラーションスポーツに関すること。

（四日市市副市長事務分担規程の一部改正）

第4条 四日市市副市長事務分担規程（昭和35年四日市市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------------|------------------------------|
| （担任意務） 第1条 副市長は、次により事務を分担 | （担任意務） 第1条 副市長は、次により事務を分担 |

する。ただし、市長特命事項については、この限りでない。

1人の副市長

(1)から(4)まで (略)

(5) スポーツ・国体推進部に属する
事務

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

他の1人の副市長

(1)から(5)まで (略)

(6) シティプロモーション部に属する事務

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

する。ただし、市長特命事項については、この限りでない。

1人の副市長

(1)から(4)まで (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

他の1人の副市長

(1)から(5)まで (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(四日市市事務専決規程の一部改正)

第5条 四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第1（第5条関係）

共通事項

〔1〕 一般的な事項

(略)

〔2〕 人事に関する事項

(略)

〔3〕 財務に関する事項

| 事項 | 市長 | 専決区分 | | | 備考 |
|-------------|----|------|----|----|---|
| | | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| (略) | | | | | |
| 15 予算の流用の決定 | | | ○ | | 流用を制限された予算及び同細々目内でない場合は、 <u>財政課</u> の個別事項 |
| (略) | | | | | |

改正前

別表第1 (第5条関係)

共通事項

〔1〕 一般的な事項

(略)

〔2〕 人事に関する事項

(略)

〔3〕 財務に関する事項

| 事項 | 市長 | 専決区分 | | | 備考 |
|----|----|------|----|----|----|
| | | 副市長 | 部長 | 課長 | |

| | | | | | | |
|-----|----------|--|--|---|--|---|
| (略) | | | | | | |
| 15 | 予算の流用の決定 | | | ○ | | 流用を制限された予算及び同細々目内でない場合は、 <u>財政経営課</u> の個別事項 |
| (略) | | | | | | |

| 改正後 | | | | | |
|------------------|----|------|----|----|----|
| 別表第2 (第5条関係) | | | | | |
| 個別事項 | | | | | |
| 事項 | 市長 | 専決区分 | | | 備考 |
| | | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| ○危機管理室 (略) | | | | | |
| [政策推進部] | | | | | |
| ○政策推進課 (略) | | | | | |
| ○ <u>秘書国際課</u> | | | | | |
| 1から6まで (略) | | | | | |
| [総務部] (略) | | | | | |
| [<u>財政経営部</u>] | | | | | |
| ○ <u>財政課</u> | | | | | |
| 1から20まで (略) | | | | | |
| ○ <u>行財政改革課</u> | | | | | |

| | | | | | |
|---------------------|---|---|----|-------------|--|
| 1 行財政改革に係る実施計画の策定 | ○ | | | | |
| 2 外部委託等の基本方針の決定 | ○ | | | | |
| 3 職員提案の報償 | | ○ | | | |
| ○管財課 (略) | | | | | |
| ○市民税課 (略) | | | | | |
| ○資産税課 (略) | | | | | |
| ○収納推進課 (略) | | | | | |
| 〔市民文化部〕 (略) | | | | | |
| 〔健康福祉部〕 (略) | | | | | |
| 〔こども未来部〕 (略) | | | | | |
| シティプロモーション部 | | | | | |
| ○広報マーケティング課 | | | | | |
| 1 広報紙の発行に関すること。 | | | 重要 | 定例的かつ 軽易 | |
| 2 市政記者クラブに関すること。 | | | 重要 | 軽易 | |
| 3 市政アンケートの実施に関すること。 | | | ○ | | |
| 4 市民の声に関すること。 | | | 重要 | 軽易 | |
| 5 その他広報広聴に関すること。 | | | 重要 | 定例的かつ 軽易 | |
| 〔商工農水部〕 | | | | | |
| ○商工課 (略) | | | | | |
| ○農水振興課 | | | | | |
| 1 から 3 まで (略) | | | | | |
| 4 (略) | | | | | |
| ○けいりん事業課 (略) | | | | | |
| 〔環境部〕 (略) | | | | | |

| | | | | | |
|------------------|---|--|--|----|----|
| 〔都市整備部〕 | | | | | |
| ○都市計画課（略） | | | | | |
| ○建築指導課（略） | | | | | |
| ○開発審査課（略） | | | | | |
| ○道路整備課（略） | | | | | |
| ○市街地整備・公園課（略） | | | | | |
| ○河川排水課（略） | | | | | |
| ○道路管理課（略） | | | | | |
| ○用地課 | | | | | |
| 1 から 7 まで（略） | | | | | |
| 8 | 公有地の拡大の推進 に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）に 基づく進達 | | | 重要 | 軽易 |
| 9 | 地籍調査の実施 | | | ○ | |
| ○営繕工務課（略） | | | | | |
| ○市営住宅課（略） | | | | | |
| 〔スポーツ・国体推進 部〕 | | | | | |
| ○スポーツ課 | | | | | |
| 1 | 運動施設及び設備器 具等の使用許可 | | | | ○ |
| 2 | スポーツ関係行事の 計画に関すること。 | | | | ○ |
| 3 | スポーツ推進審議会 の庶務に関すること。 | | | | ○ |
| ○国体推進課 | | | | | |
| 1 | 三重とわか国体四 日市市準備委員会の庶 務に関すること。 | | | | ○ |
| 2 | 国体等の開催に係る | | | | ○ |

| | | | | | |
|-----------------|--|--|--|--|--|
| 総合調整に関するこ と。 | | | | | |
|-----------------|--|--|--|--|--|

| 改正前 | | | | | |
|---------------------|----|------|----|---------|----|
| 別表第2（第5条関係） | | | | | |
| 個別事項 | | | | | |
| 事項 | 市長 | 専決区分 | | | 備考 |
| | | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| ○危機管理室（略） | | | | | |
| 〔政策推進部〕 | | | | | |
| ○政策推進課（略） | | | | | |
| ○広報広聴課 | | | | | |
| 1 広報紙の発行に関すること。 | | | 重要 | 定例的かつ軽易 | |
| 2 市政記者クラブに関すること。 | | | 重要 | 軽易 | |
| 3 市政アンケートの実施に関すること。 | | | ○ | | |
| 4 市民の声に関すること。 | | | 重要 | 軽易 | |
| 5 その他広報広聴に関すること。 | | | 重要 | 定例的かつ軽易 | |
| ○秘書課 | | | | | |
| 1 から 6 まで（略） | | | | | |
| 〔総務部〕（略） | | | | | |
| 〔財政経営部〕 | | | | | |
| ○財政経営課 | | | | | |
| 1 から 2 0 まで（略） | | | | | |
| 2 1 行財政改革に係る実施計画の策定 | | ○ | | | |

| | | | | | |
|-------------------------|---|---|---|--|--|
| 2 2 外部委託等の基本方針の決定 | ○ | | | | |
| 2 3 外郭団体の経営改善に係る基本方針の決定 | ○ | | | | |
| 2 4 職員提案の報償 | | ○ | | | |
| ○管財課 (略) | | | | | |
| ○市民税課 (略) | | | | | |
| ○資産税課 (略) | | | | | |
| ○収納推進課 (略) | | | | | |
| 〔市民文化部〕 (略) | | | | | |
| 〔健康福祉部〕 (略) | | | | | |
| 〔こども未来部〕 (略) | | | | | |
| 〔商工農水部〕 | | | | | |
| ○商工課 (略) | | | | | |
| ○農水振興課 | | | | | |
| 1 から 3 まで (略) | | | | | |
| 4 地籍調査の実施 | | | ○ | | |
| 5 (略) | | | | | |
| ○けいりん事業課 (略) | | | | | |
| 〔環境部〕 (略) | | | | | |
| 〔都市整備部〕 | | | | | |
| ○都市計画課 (略) | | | | | |
| ○建築指導課 (略) | | | | | |
| ○開発審査課 (略) | | | | | |
| ○道路整備課 (略) | | | | | |
| ○市街地整備・公園課 (略) | | | | | |
| ○河川排水課 (略) | | | | | |
| ○道路管理課 (略) | | | | | |
| ○用地課 | | | | | |
| 1 から 7 まで (略) | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|--|----|----|--|
| 8 公有地の拡大の推進 に関する法律（昭和4 7年法律第66号）に 基づく進達 | | | 重要 | 軽易 | |
| ○営繕工務課（略） | | | | | |
| ○市営住宅課（略） | | | | | |

（四日市市文書管理規程の一部改正）

第6条 四日市市文書管理規程（平成20年四日市市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（公告式番号簿等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 課長は、課の文書管理のために必要 があるときは、次の各号に掲げる簿冊 を作成するものとする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（文書集配室に到達した文書及び物品 の取扱い）</p> <p>第10条 郵便、信書便、宅配便、逡送 等で市役所本庁文書集配室に到達した 文書及び物品は、次の方法により総務 課長において処理するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）親展とされた文書（以下「親展文 書」という。）のうち、市長又は副</p> | <p>（公告式番号簿等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 課長は、課の文書管理のために必要 があるときは、次の各号に掲げる簿冊 を作成するものとする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p><u>（3）郵便切手受払簿（第9号様式）</u></p> <p>3（略）</p> <p>（文書集配室に到達した文書及び物品 の取扱い）</p> <p>第10条 郵便、信書便、宅配便、逡送 等で市役所本庁文書集配室に到達した 文書及び物品は、次の方法により総務 課長において処理するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）親展とされた文書（以下「親展文 書」という。）のうち、市長又は副市</p> |

市長あてのものは政策推進部秘書国際課長（以下「秘書国際課長」という。）に、その他のものは名あて人に配付する。

(3)から(6)まで （略）

（親展文書の取扱い）

第13条 秘書国際課長は、第10条第2号の規定により親展文書の配付を受けたときは、直ちに市長又は副市長に差し出しその処理について指示を受けるものとする。

2 （略）

（秘書国際課長の合議）

第23条 電報案のうち市長名で発するものについては、秘書国際課長に合議するものとする。

（決裁年月日の記入等）

第27条 市長及び副市長の決裁を受けた紙決裁の決裁文書は、秘書国際課において決裁印（第15号様式）を押し、決裁年月日を表示して、主務課に返付するものとし、主務課において起案者が文書管理システムに決裁年月日を登録するものとする。

2及び3 （略）

長あてのものは政策推進部秘書課長（以下「秘書課長」という。）に、その他のものは名あて人に配付する。

(3)から(6)まで （略）

（親展文書の取扱い）

第13条 秘書課長は、第10条第2号の規定により親展文書の配付を受けたときは、直ちに市長又は副市長に差し出しその処理について指示を受けるものとする。

2 （略）

（秘書課長の合議）

第23条 電報案のうち市長名で発するものについては、秘書課長に合議するものとする。

（決裁年月日の記入等）

第27条 市長及び副市長の決裁を受けた紙決裁の決裁文書は、秘書課において決裁印（第15号様式）を押し、決裁年月日を表示して、主務課に返付するものとし、主務課において起案者が文書管理システムに決裁年月日を登録するものとする。

2及び3 （略）

第9号様式を次のように改める。

第 9 号様式 削除

(四日市市行政経営委員会規程の一部改正)

第7条 四日市市行政経営委員会規程(平成15年四日市市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 非常任委員は、<u>四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号)第1条に定める部の長、危機管理監、会計管理者、消防長、上下水道事業管理者、市立四日市病院事務長、教育長、議会事務局長その他これに類する職にある者</u>をもって充てる。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 全体会は、委員長、副委員長、常任委員及び<u>非常任委員(委員長が特に出席が必要と認めた者に限る。)</u>で構成し、委員長が特に必要と認めた場合に限り、開催する。</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 行政経営部会は、<u>行財政改革に関する</u>ことについて調査、検討、調整等を行うものとする。</p> | <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 非常任委員は、<u>別表第2に掲げる職にある者</u>をもって充てる。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 全体会は、委員長、副委員長、常任委員及び<u>非常任委員</u>で構成し、委員長が特に必要と認めた場合に限り、開催する。</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 行政経営部会は<u>行政評価、経営改革の推進、外部委託・民営化の推進、その他行財政改革に関する</u>ことについて調査、検討、調整等を行うものとする。</p> |

3 及び 4 (略)

5 行政経営部会は政策推進課長、総務課長、人事課長、財政課長、行財政改革課長、広報マーケティング課長をもって組織し、部会長は行財政改革課長をもって充て、部会の庶務は行財政改革課で行う。

6 組織検討部会は政策推進課長、総務課長、人事課長、財政課長、行財政改革課長をもって組織し、部会長は総務課長をもって充て、部会の庶務は総務課で行う。

7 外部委託等適格審査部会は総務課長、人事課長、調達契約課長、財政課長、行財政改革課長、営繕工務課長、教育施設課長をもって組織し、部会長は調達契約課長をもって充て、部会の庶務は調達契約課で行う。

8 から 10 まで (略)

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、財政経営部行財政改革課において行う。

る。

3 及び 4 (略)

5 行政経営部会は政策推進課長、広報広聴課長、財政経営課長、総務課長、人事課長をもって組織し、部会長は財政経営課長をもって充て、部会の庶務は財政経営課で行う。

6 組織検討部会は政策推進課長、財政経営課長、総務課長、人事課長をもって組織し、部会長は総務課長をもって充て、部会の庶務は総務課で行う。

7 外部委託等適格審査部会は財政経営課長、総務課長、人事課長、調達契約課長、営繕工務課長、教育施設課長をもって組織し、部会長は調達契約課長をもって充て、部会の庶務は調達契約課で行う。

8 から 10 まで (略)

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、財政経営部財政経営課において行う。

別表第 2 (第 3 条関係)

非常任委員

| | |
|--|------------|
| | 市民文化部長 |
| | 健康福祉部長 |
| | こども未来部長 |
| | 商工農水部長 |
| | 環境部長 |
| | 都市整備部長 |
| | 市立四日市病院事務長 |
| | 議会事務局長 |
| | 教育長 |
| | 消防長 |
| | 上下水道事業管理者 |

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(総務部総務課)